

別紙 2

**平成 25 年度再生可能エネルギー等
導入推進基金事業の取扱いについて**

環境省総合環境政策局環境計画課
平成 25 年 7 月

(1. 基金全般について)

- 問 1 基金造成の背景について
- 問 2 基金事業の実施期間について
- 問 3 基金造成（補助金交付）までのスケジュールについて
- 問 4 基金造成までに都道府県・指定都市において必要な手続きについて

(2. 基金事業の計画について)

- 問 5 基金事業の事業計画書について
- 問 6 自治体における地球温暖化対策地方公共団体実行計画をはじめとする各種計画との関係について
- 問 7 事業実施にあたっての透明性確保について
- 問 8 本事業の成果指標について（導入した再生可能エネルギー等による発電量等）
- 問 9 当初設定した目標が達成できなかった場合の補助金の取扱いについて
- 問 10 基金の公表等について
- 問 11 基金の運用方法について
- 問 12 国庫補助事業の補助裏として充当できるか
- 問 13 実施要領第4別表第2で記載のある「単独事業費」について
- 問 14 事業計画書の提出期限について

(3. 基金事業の計画変更について)

- 問 15 事業計画変更手続きの位置づけについて
- 問 16 変更手続きのタイミングについて
- 問 17 事業計画の変更が必要又は不要な場合について
- 問 18 当初設定した成果指標や成果目標を変更する場合の変更手続きについて
- 問 19 基金事業を翌年度に繰越する場合の変更手続きについて
- 問 20 「中止」と「廃止」の違いについて

(4. 基金事業の内容について)

- 問 21 平成21年度GND基金事業からの変更点について
- 問 22 平成24年度GND基金事業からの変更点について
- 問 23 平成24年度GND基金事業と平成25年度GND基金事業の併用について
- 問 24 再生可能エネルギー等導入の基本的な考え方について
- 問 25 地域資源活用詳細調査事業について
- 問 26 公共施設再生可能エネルギー等導入事業・民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業において基金事業の対象となるための施設等要件について
- 問 27 「再生可能エネルギー等」の例示について

- 問 28 蓄電池の導入について
- 問 29 蓄電池導入にあたっての技術的留意点について
- 問 30 再生可能エネルギー発電設備の発電容量と蓄電池の容量の関係について
- 問 31 施設の耐震性について
- 問 32 省エネ設備は基金事業の対象か
- 問 33 技術開発や実証試験は基金事業の対象か
- 問 34 改修工事における付帯工事の範囲について
- 問 35 既存設備の撤去に係る工事費は対象か
- 問 36 再生可能エネルギー等導入に係る施設の耐震工事は対象か
- 問 37 リース契約の取扱いについて（自治体自らが実施する場合）
- 問 38 新築又は増築する場合の取扱いについて
- 問 39 各年度報告時及び実績報告時における事業効果の把握について
- 問 40 再生可能エネルギーを導入した場合、再生可能エネルギーの固定価格買取制度との関係について
- 問 41 余剰電力の電力会社の系統への逆潮流について
- 問 42 他の補助金との重複受給について
- 問 43 基金事業における補助と利子補給の併用について
- 問 44 民間補助事業における消費税の取扱いについて
- 問 45 民間補助事業における利益等排除について
- 問 46 リース取引の取扱いについて（民間補助事業の場合）
- 問 47 環境省で実施している各種検討や事業について
- 問 48 公共施設再生可能エネルギー等導入事業に係る基金事業の対象の可否に係る判定フローについて
- 問 49 LED 灯への更新にあたっての留意点について
- 問 50 自家発電機を備え付けた施設への再生可能エネルギー発電設備等の追加整備について
- 問 51 発電量を計るための計測器やデータ管理のためのパソコン等は基金事業の対象か
- 問 52 電気自動車の急速充電器について
- 問 53 管理基金について
- 問 54 管理基金事業について
- 問 55 基金造成にあたり、環境大臣が定めた日までに交付申請書の送付が間に合わない場合について
- 問 56 管理基金を造成する必要がある自治体について
- 問 57 GND 基金に自治体の単独費を上積みした場合の設備導入について
- 問 58 地中熱ヒートポンプ導入時の補助対象範囲について
- 問 59 設計と工事の別年度実施について

【1. 基金全般について】

問 1 基金造成の背景について

○東日本大震災の被災地域の復旧・復興や、福島第一原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫への対応のため、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を展開していくことが課題。

○このため、グリーンニューディール基金制度（以下、「GND 基金事業」という。）を活用し、避難所や防災拠点において、災害時等に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等（再生可能エネルギー発電設備等と一体的に導入される高効率省エネ機器（照明、空調）を含む。以下同じ。）を支援するもの。

問 2 基金事業の実施期間について

○基金事業の実施期間は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間。

問 3 基金造成（補助金交付）までのスケジュールについて

○別途お示しするスケジュール表のとおり。

問 4 基金造成までに都道府県・指定都市において必要な手続きについて

（都道府県・指定都市（以下「都道府県等」という。）内部）

○平成 21 年度 GND 基金に積み増す場合、平成 21 年度 GND 基金を設置造成した際の根拠となつた基金設置条例に従うため、都道府県等により対応が異なることとなるが、条例の改正または新規に制定をする必要がある場合があるので、都道府県等内の財務部局とよく相談していただきたい。

○平成 21 年度 GND 基金に積み増すほか、新たに造成することも交付要綱等においては、可能としている。

（対環境省）

○基金の造成にかかる補助金交付手続きや事業計画書の作成を依頼することとなる。

【2. 基金事業の計画について】

問 5 基金事業の事業計画書について

- 基金事業の事業計画書（「全体計画書」及び「各年度計画書」をいい、以下併せて「事業計画書」という。）は、環境省から自治体に補助金を交付するための前提となるものであり、自治体においても事業計画書に記載されている成果目標や事業内容は、達成又は確実に実施していただく必要があることを認識いただきたい。
- GND 基金事業においては、個々の施設における導入計画よりも、自治体が設定する指標や目標の達成を重視し、基金事業全体のアウトカムに着目することとしている。
- そのため、事業計画書の策定にあたっては、自治体において現状分析を行い、自らの地域の実情にあった計画を策定するとともに、当該計画を適切に評価できる指標や目標を設定することが必要となる。
- 基金事業において、再生可能エネルギー等を活用して導入する発電設備や熱供給設備並びに蓄電池等の費用等については、次の事項を参考として経済的、合理的な考えにより算出していただきたい。
 - ①導入時に販売等されている設備等の現在価格を参考に、発電量又は熱供給量当たりの価格の妥当性を精査すること。
 - ②市場価格の推移を適宜把握し、価格設定の参考とすること。
 - ③設備等の性能や稼働実績を精査すること。
- 導入する再生可能エネルギーについて、単純な費用対効果のみを考えた場合、太陽光発電設備が現状において最も有利な再生可能エネルギーになる可能性があるが、GND 基金事業においては、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するものであり、地域独自の再生可能エネルギーに着目しつつ、GND 基金事業の目的を達成できるようにご留意いただきたい。

問 6 自治体における地球温暖化対策地方公共団体実行計画をはじめとする各種計画との関係について

- GND 基金事業の事業計画は、自治体における地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）をはじめとする各種の計画と連動して実施されることが望ましい。
- 地方公共団体実行計画に掲げられていなければ基金事業を活用できないという趣旨ではないが、評価事項の重要な一つであり、これらの計画を実際に実現するための予算として捉え、地球温暖化対策の推進に活用いただくよう、基金事業の担当者は常にこれらの計画との整合性を意識いただきたい。

問 7 事業実施にあたっての透明性確保について

- 基金事業の実施にあたっては、例えば、外部有識者から構成する評価委員会等によるチ

エックを行うなど、事業の立案段階から実施後の評価までの一連のプロセスにおいて、効率性や透明性が適切に検証できる仕組みの構築が必要である。

○個々の基金事業について、環境省は採択基準は設定しないため、事業実施者である都道府県等においては、事業計画書を踏まえて、あらかじめ成果指標や成果目標を設定し、当該成果指標等に照らして、その目標の達成に効果的な事業を実施していただくこととなる。

問 8 本事業の成果指標について（導入した再生可能エネルギー等による発電量等）

○平成 25 年度 GND 基金事業における成果指標として、以下に定める事業効果を把握するものとする。

- ①導入した再生可能エネルギー等による発電量
- ②防災拠点における再生可能エネルギーの普及率
- ③二酸化炭素削減効果
- ④その他、環境省が別途指定する効果

○項目ごとに把握すべき項目詳細は以下のとおり

1. 導入した再生可能エネルギー等による発電量
再生可能エネルギー発電設備による発電量のほか、蓄電池等の活用により電力需給の逼迫に貢献した電力量
2. 防災拠点における再生可能エネルギーの普及率
自治体の防災計画等において防災拠点と位置付けられた施設等の総数に対する再生可能エネルギー等の普及率
3. 二酸化炭素削減効果
削減された電力消費量をもとにした CO₂ 削減効果

問 9 当初設定した目標が達成できなかった場合の補助金の取扱いについて

○事業計画書で記載いただく成果指標や成果目標は、環境省から基金を造成するための補助金を交付する前提となるものであり、事業の実施期間中、都道府県等においては不断の点検を行い、成果目標を達成することが求められる。

○成果目標の達成が困難となる要因としては、景気の動向等、外的要因も想定されることから、成果目標の不達成という事由のみをもって補助金の返還を求めるることは想定していないが、都道府県等においては、年度ごと、事業の進捗等に鑑み、成果目標の達成状況を確認し、必要に応じて次年度以降の事業計画を見直すなど、継続的に点検を行うことが求められる。

○これらの確認や点検を経ることなく、成果目標が不達成となった場合には、環境省は実施要領の各規定に基づき、成果目標を達成できるよう当初の事業計画書に適合するよう措置を命ずることとなる。

問 10 基金の公表等について

○都道府県等における基金の基本的事項については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の趣旨に基づき、公表を求めるものである。

○閣議決定においては、公表するべき基本的事項として以下の事項が掲げられているので、下記を参照に都道府県等のホームページ等に掲載いただきたい。

- ①基金の名称
- ②基金額
- ③基金のうち国庫補助金等相当額
- ④基金事業の概要
- ⑤基金事業を終了する時期
- ⑥基金事業の目標

○また、実施要領第 5 の 6において、再生可能エネルギー等導入推進事業に関しては、事業計画書の内容を公表することとしており、上記に併せて公表されたい。原則として、事業計画書そのものの公表を求めるものだが、個々の基金事業の執行予定額など、基金事業の執行にあたって支障を及ぼすおそれのある情報については、事後の公表でも差し支えない。

○また、環境省においても、都道府県等から提出のあった事業計画書について、環境省ホームページで公表することとしている。なお、都道府県・指定都市において、基金事業の執行にあたって支障を及ぼすおそれのある情報については、公表前に都道府県等に確認することとする。

問 11 基金の運用方法について

○基金の運用方法は、実施要領第 5 の 2 に規定しているとおり、以下のいずれかの運用方法に限る。

- ①国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ②金融機関への預金
- ③信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る）

○ただし、いわゆる繰替運用については、他の基金等との経理区分が明確となるよう管理する場合は行うことが可能である。

問 12 国庫補助事業の補助裏として充当できるか

○平成 25 年度 GND 基金は、国庫補助事業の補助裏としては充当できない。

○「補助裏」とは、補助金適化法施行令第 3 条第 2 項第 3 号でいう「補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分」のことを一般的に補助裏ないし裏負担と称している。ここで言う補助裏とは、例えば、国・地方の負担割合が 1／2 ずつ

の国庫補助制度があった場合に、地方負担分 1／2 を GND 基金で充当することはできない、という趣旨である。

問 13 実施要領第 4 別表第 2 で記載のある「単独事業費」について

○単独事業費とは、例えば、基金事業のほかに自治体の単独費を上乗せして実施する場合で、総事業費としては、1 億円だが、自治体の単独費の部分が 1 千万円ある場合は、1 千万円分について「単独事業費」として控除した額を基金事業の対象経費とする、という趣旨である。

問 14 事業計画書の提出期限について

○個々の事業計画書に係る提出期限は以下のとおり。

①全体計画書（実施要領第 5 の 6 （1）①）

補助金の交付申請時

②各年度計画書（実施要領第 5 の 6 （1）②）

各年度の開始前（3 月 31 日）まで。ただし、平成 25 年度にあっては、基金事業の実施にあたり、議会の議決を必要とする場合は議会の議決後速やかに。

③基金事業計画変更書（実施要領第 5 の 6 （1）③）

各年度計画書で計画された基金事業を変更する際に、変更後事業の着手前まで。

④各年度報告書（実施要領第 5 の 6 （2）②）

当該年度末の翌々月 20 日まで（5 月 20 日）まで。

⑤基金事業中止（廃止）承認申請書（実施要領第 5 の 8）

各年度計画書で計画された基金事業を中止（廃止）する際に隨時。

⑥実績報告書（実施要領第 8）

基金事業が全て終了したとき又は基金事業の実施期限を経過したとき（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間の末日）から 1 か月以内。

○平成 21 年度 GND 基金事業においては、手続きに不備が見られた都道府県等も見受けられたことから、都道府県等の基金担当者は、都道府県等内部の執行担当部局等と連携を密にし、手続き漏れのないようご留意いただきたい。

【3. 基金事業の計画変更について】

問 15 事業計画変更手続きの位置づけについて

- 実施要領第5の6（1）③において、事業計画変更（年度別計画書の変更をいう。以下同じ。）に係る手続きの規定を設けているが、本号においては、「・・・総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるものとする」と規定している。環境省においては、都道府県等から提出された事業計画変更書について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付要綱及び実施要領（以下「実施要領等」という。）に定める事項に反していないかどうかの確認を行う。
- 事業計画変更手続きについては、環境省は確認にとどまるものであり、協議ではないことから、事業計画変更について承認又は不承認の旨は通知されない。ただし、実施要領等に定める事項に反していると判断される事業計画の変更である場合には、個別具体的に内容の確認等を行い、実施要領第5の10の各項の規定に基づき、当該変更の見直し等を求ることとなる。
- なお、実施要領第5の8における基金事業の中止又は廃止については、「・・・総合環境政策局長に提出し、その承認を受けなければならない」と規定しており、基金事業の中止又は廃止に係る申請については、その理由等を審査の上、承認又は不承認の旨を書面で通知することとなる。

問 16 変更手続きのタイミングについて

- 実施要領第5の6（1）③において、「あらかじめ再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画変更書を作成し・・・」と規定している。ここで言う「あらかじめ」とは、変更後の基金事業の着手前を指す。環境省において、事業計画変更書の確認事務があることから、事業計画変更書の提出にあたっては、時間的な余裕（概ね1週間程度を目安）をもって提出をお願いしたい。

問 17 事業計画の変更が必要又は不要な場合について

- 変更手続きが必要な場合又は不要な場合を例示すると以下のとおり。手続きの有無について、疑義を生じた場合には環境省あてにお問い合わせをいただきたい。
- なお、平成21年度GND基金事業の場合と異なり、変更手続きを要するものは「各年度事業計画書」について変更が生じた場合であり、補助金交付申請時に提出をいただく事業計画書（全体計画書）ではないのでご留意いただきたい。

（変更手続きが必要な場合）

- 各年度事業計画書で掲げている、個別事業相互間における事業費の2割を超える流用で

ある場合

○新規に事業を立ち上げる場合

- 各年度事業計画書で掲げている事業内容のうち、事業費の増減が2割に留まるものの、
施工数量や事業内容が大幅に変わる場合

(変更手続きが不要な場合)

- 各年度事業計画書で掲げている、個別事業相互間における事業費の2割以内の流用である場合
- 各年度事業計画書で掲げている事業内容のうち、施工数量等が軽微に変更される場合
- 民間補助事業において、実施要領等の範囲で補助内容を変更する場合
- 実施要領第4の別表に掲げられている経費区分を変更する場合

問18 当初設定した成果指標や成果目標を変更する場合の変更手続きについて

- 全体計画書で設定した成果指標や成果目標を変更することは、GND基金事業の趣旨・目的に鑑みると望ましくない。
- 一方で、毎年度の基金事業の執行にあたって、事情の変化により、事業内容が変更されることも想定され、成果指標や成果目標を変更せざるを得ないことも想定される。そこで、成果指標や成果目標を変更する場合における事業計画変更手続きについては、以下のとおりとする。

(1) 成果指標を変更（削除・追加）する場合

全体計画書で設定した成果指標を変更する場合には、変更するに至った要因（当初設定した際の設定理由やどのような事情の変化があったのか等）を詳細に分析の上、当該変更が妥当だと判断できるような理由を変更理由として提示すること。ただし、実施要領で把握すべき指標として環境省が掲げている指標については削除することはできない。

(2) 成果目標を変更する場合

全体計画書で設定した成果目標を変更する場合には、変更するに至った要因（当初設定した際の設定理由やどのような事情の変化があったのか等）を詳細に分析の上、当該変更が妥当だと判断できるような理由を変更理由として提示すること。

特に、成果目標を下方修正することは、基金造成のために交付した補助金の妥当性とも関係してくることから、第一には、当初設定した成果目標を達成するために事業内容等の再検討をすることが求められる。それでもなお、事情の変化により、成果目標を変更せざるを得なくなった場合には、その要因を詳細に分析の上、環境省にご相談いただきたい（なお、「問9 当初設定した目標が達成できなかった場合の補助金の取扱いについて」を参照）。

問 19 基金事業を翌年度に繰越する場合の変更手続きについて

- 個々の基金事業について、自治体の財務規則等に基づき、翌年度に繰越して執行する場合、事業計画変更書の提出は不要である。基金事業の繰越に係る報告については、翌年度事業計画書（各年度計画書）や状況報告書に、当該事業が繰越した旨を反映されたい。ただし、平成 25 年度 GND 基金事業に基づき実施する事業は、平成 27 年度末を期限として実施するものであり、平成 27 年度から平成 28 年度へ実施期限を延長することはできないのでご留意いただきたい。

問 20 「中止」と「廃止」の違いについて

- 「中止」とは、基金事業について、計画の見直し等により、一旦執行を取りやめること（中止は、事業そのものは廃止されず、中止条件を解除することによって、引き続き執行されることがあり得る。）。
- 「廃止」とは、基金事業について、事業そのものの執行を取りやめること。

【4. 基金事業の内容について】

問 21 平成 21 年度 GND 基金事業からの変更点について

○平成 21 年度 GND 基金事業からの主な変更点を、事業メニュー別に示すと以下のとおり。

| 事業メニュー | | 主な変更点 |
|----------------------|-----------------------|--|
| 平成 25 年度 GND 基金事業 | 平成 21 年度 GND 基金事業 | |
| 地域資源活用詳細調査事業 | 25 年度 GND 基金事業で新設 | |
| 公共施設再生可能エネルギー等導入事業 | 公共施設省エネ・グリーン化推進事業 | <p>【事業内容】 平成 21 年度 GND 基金事業の事業要件である「複合的又は一体的」の要件は改定。25 年度 GND 基金事業では再エネ設備単体での設置が可能。</p> <p>【補助対象】 25 年度 GND 基金事業では、再エネ設備等を対象とする。省エネ設備の詳細に関しては問 32 参照。</p> <p>【対象施設】 25 年度 GND 基金事業では、防災拠点という観点からやや対象は狭まる。公立学校は対象に含まれる。</p> |
| 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業 | 民間施設省エネ・グリーン化推進事業 | <p>【事業内容】 平成 21 年度 GND 基金事業の事業要件である「複合的又は一体的」の要件は改定。25 年度 GND 基金事業では再エネ設備単体での設置が可能。</p> <p>【補助対象】 25 年度 GND 基金事業では、再エネ設備等を対象とする。省エネ設備の詳細に関しては問 32 参照。</p> <p>【対象施設】 一般の事業所や個人住宅は対象外。</p> <p>【その他】 再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取を前提とする場合には補助の対象外（利子補給のみ）。</p> |
| 風力・地熱発電事業等導入支援事業 | 25 年度 GND 基金事業で新設 | |
| | 地域環境整備支援事業 | 25 年度 GND 基金事業では対象外 |
| | 廃棄物由来再生可能エネルギー等導入促進事業 | バイオマス関係の事業は、25 年度 GND 基金事業では、公共施設・民間施設向けの事業メニューに統合 |

問 22 平成 24 年度 GND 基金事業からの変更点について

| 変更項目 | 平成 24 年度 GND 基金事業 | 平成 25 年度 GND 基金事業 |
|------------------|-------------------|---|
| 基金事業実施期限 | ・ 5 力年（平成 28 年度末） | ・ 3 力年（平成 27 年度末） |
| 再生可能エネルギー等設備の導入費 | ・ 記載項目なし。 | ・ 設備に関し、以下を踏まえ導入 ①導入時の価格を参考にした発電量等あたりの |

| | | |
|-------------|--|--|
| 用等の妥当性 | | 価格の妥当性 ②市場価格の推移を把握 ③設備性能や稼働実績の精査 ・妥当性を著しく欠く場合、環境省は是正を指示することができる。 |
| 高効率省エネ機器の追加 | ・該当なし | ・導入機器は、高効率照明・高効率空調。 (当基金で導入した再生可能エネルギー等設備によるエネルギーのさらなる効率化を目的) |
| 事業効果の把握 | ・把握すべき事業効果 ①導入した再生可能エネルギー等による発電量等 ②防災拠点における再生可能エネルギーの普及率 | ・把握すべき事業効果 ①導入した再生可能エネルギー等による発電量 ②防災拠点における再生可能エネルギーの普及率 ③二酸化炭素削減効果 ④その他環境省が別途指定する効果 ・報告方法の明確化 ①年度状況報告 ②年度途中の中間報告会 |

問 23 平成 24 年度 GND 基金事業と平成 25 年度 GND 基金事業の併用について

- 同一拠点において両基金を併用して設備を導入した場合に事業効果の算出が困難となる。
- 執行管理においても混乱が生じる可能性も高いことから原則として両基金の併用は認めないこととする。
- 判断に迷う事例が生じた際には環境省までお問い合わせいただきたい。

問 24 再生可能エネルギー等導入の基本的な考え方について

- GND 基金事業の事業趣旨は、地域の防災拠点となり得る施設や地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等の導入を推進するものであり、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とする。
- したがって、通常時に、その施設において使用する電力量の全てを再生可能エネルギーで代替することを目的としているものではない。そのため、個々の施設において非常時に維持することが求められる機能に鑑み、適切な導入量をご検討いただきたい。
- また、地域における防災拠点として、どの程度の地域をカバーできるか等、面的な広がりにもご留意いただき、自治体の防災計画等との齟齬が発生しないように十分ご留意いただきたい。

問 25 地域資源活用詳細調査事業について

- 都道府県等が自ら実施する事業で、「公共施設再生可能エネルギー等導入事業」「民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業」「風力・地熱発電事業等導入支援事業」を実施するために必要な事業の調査や調整に附帯して必要な都道府県等の事務費（旅費・謝金・賃金等）を対象とする。
- また、基金事業を評価するために外部有識者で構成する委員会の開催に要する経費等も対象に含まれる。

問 26 公共施設再生可能エネルギー等導入事業・民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業において基金事業の対象となるための施設等要件について

<公共施設>

- 本事業で対象となる公共施設の要件としては、以下の条件全てを満たす施設であることが求められる。
 - ①地方公共団体が所有する（指定管理等により管理・運営を外部機関が実施している場合を含む）公共施設等
 - ②地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設
- こういった要件を満たすと想定される公共施設等を例示すると、以下のとおりである。
 - ①社会福祉施設、②庁舎、③県民会館・公民館、④体育館、⑤診療施設、⑥警察本部・警察署等、⑦消防本部・消防署等、⑧下水道施設、⑨上水道施設、⑩清掃工場、⑪学校、⑫公園が挙げられる。

<民間施設>

- 本事業で対象となる民間施設の要件としては、以下の条件全てを満たすことが求められる。
 - ①民間事業者が所有又は管理する民間施設
 - ②地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時において地域の防災拠点となり得る施設や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設
- 平成 25 年度 GND 基金事業においては、平成 21 年度 GND 基金事業のように、幅広く民間事業者（個人を含む）を対象とすることは想定していない。問 21 にも記載しているが、個人住宅、一般の事業所は対象外となる。
- こういった要件を満たすと想定される民間施設等を例示すると、以下のとおりである。
 - ①医療施設、②公共交通機関の施設（後述のとおり駅舎を除く）、③大学、④宿泊等施設（ただし、災害時等に避難所等になり得るものに限る。⑤、⑥も同様）、⑤コンビニエンスストア、⑥福祉避難所が挙げられる。

○博物館・動物園・水族館等は、「地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設」として位置付けられる場合には対象として差し支えない。ただし、どういった理由によりその施設が防災拠点や都市機能を維持する上で必要とされるのか等について事業実施者である都道府県等において詳細、かつ具体的に整理をしていただき、対外的に説明ができるようにする必要がある。

＜共通＞

○上記の事例は例示であるので、例示に掲げている施設及びそれ以外については都道府県等内で十分検討の上、判断に迷うものがあれば、隨時環境省にご相談いただきたい。ただし、地域の防災拠点や災害時等、地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持するという観点を鑑み具体的にご相談いただきたい。

○駅舎については当省の別事業において対象としており、平成 25 年度 GND 基金事業においては対象外となるのでご留意いただきたい。

○いわゆる公営企業会計で運営されている施設の補助率については、「公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業」を適用し、10／10とされたい。

問 27 「再生可能エネルギー等」の例示について

○本事業で対象とする再生可能エネルギーを例示すると、以下のとおりである。

①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱等、⑥バイオマス、⑦その他（太陽熱、雪氷熱等）、再生可能エネルギーに付帯するものとして、⑧蓄電池、⑨街路灯・道路灯（ただし、再生可能エネルギーと蓄電池を併設した LED 街路灯や調光機能を有する LED 街路灯に限る）、⑩屋内高所照明（点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯を LED 灯等長寿命の照明に更新する場合に限る）、⑪高効率照明・高効率空調（平成 25 年度 GND 基金事業によって再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために同施設内へ設置する場合に限る。）、⑫その他（燃料電池等）が挙げられる。

○上記の事例は例示であるので、例示に掲げている設備及びそれ以外については都道府県等内で十分検討の上、判断に迷うものがあれば、隨時環境省にご相談いただきたい。

問 28 蓄電池の導入について

○問 24 に記載しているとおり、災害時等において電力会社からの電力供給が遮断された際に、施設等において必要とされる最低限の機能を維持するために必要な設備としては、再生可能エネルギー発電設備とともに蓄電池も有効であるため、原則、蓄電池の導入が必要となる。

○ただし、以下の条件を満たす場合においては、蓄電池の導入を必須とせずに基金事業の目的に沿った事業が実施出来ると考えられる。

1. 太陽光発電設備の場合、以下の条件を全て満たすこと

- ①災害時等であっても、日没後、夜間において電気を使用しない施設であること
- ②太陽光発電の発電能力が低下する日中の曇天、雨天時並びに災害等により商用電力系統からの電力が遮断された時に機能等を維持するためのエネルギーを確保出来る非常用発電設備によるバックアップが備えられていること。

2. 太陽光発電設備以外の場合、以下の条件を全て満たすこと

- ①昼夜を含め、施設等の機能を確保するために必要な安定した発電量が再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）から得られること。
例) 小水力、地中熱、廃熱等
- ②非常用発電設備によるバックアップが備えられており、数日間程度の電力供給が途絶えても機能しうること。

○また、すでに再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することも基金事業の対象となる。

問 29 蓄電池導入にあたっての技術的留意点について

○蓄電池導入にあたって、災害時に商用電力系統からの電気が遮断された場合にも必要な機能を確保するため、蓄電池の導入を原則必須としているが、その機器選定等にあたっては以下の点を参考に検討願いたい。

○蓄電池は充放電システムの違いにより以下の2種類に分類される。

① スタンド・アロン型（別紙図1・図2）

スタンド・アロン型は、商用電力系統からの電力で充電し、蓄電池に内蔵されたコンセントに電気器具のプラグを差し込むことで電力供給するシステムである。また、太陽光発電システムからの充電や、電気配線への電力供給も不可能である。このため、災害時等においては蓄電池に充電された電気を使い切った後は、商用電力系統が回復まで充電することができず、また、照明器具等差し込みプラグのない機器に電力を供給できない。

② 太陽光発電連系型（別紙図3・図4）

太陽光発電連系型は、商用電力系統と太陽光発電システムのいずれからも充電できる。具体的には、本型ではない場合、商用電力系統からの電力供給が遮断された際には、太陽光発電システムはパワーコンディショナの機能により自動的に発電を停止するが、太陽光発電連系型では蓄電池と一体的にパワーコンディショナが組み込まれているため、太陽光発電システムの発電は停止せず、電力が自動的に蓄電池に蓄えられる。また、機器への電力供給もコンセントを介してではなく、分電盤並びに電気配線を通して災害時に稼働が必要な機器に配電する機能を確保できる。このため、差し込みプラグ等を使用しない照明器具等への電力供給も可能である。なお、本型の場合、太陽光発電システムに附帯しているパワーコンディショナは不要である。

○平成25年度GND基金事業の事業趣旨をふまえ、上記で示した内容を参考に、災害時にも

必要な電力と機能を確実に確保できる蓄電池を選定するよう留意していただきたい。

問 30 再生可能エネルギー発電設備の発電容量と蓄電池の容量の関係について

- 各施設によって非常時に求められる機能が異なることから導入規模を定量的にお示しはできないが、災害時等、電力供給が遮断された際に最低限必要な電力がどれくらいのかを、施設の規模、収容人数、設備等を勘案し、環境部局が、イニシアティブを持って関係者と連携した上で判断いただきたい。
- また、再生可能エネルギー発電設備の発電容量と蓄電池の容量については、不釣合のないよう留意いただきたい。

問 31 施設の耐震性について

- 消防庁において「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」を実施しているが、当該調査において耐震性を有するものとしては、
 - ①昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物
 - ②昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
 - ③耐震改修整備を実施した建築物とされているのでご参考いただきたい。

なお、再生可能エネルギー発電設備等の導入後も耐震性が確保されている必要がある。

問 32 省エネ設備は基金事業の対象か

- 省エネルギー設備の導入の推進についても重要な取組のひとつではあるが、GND 基金事業では、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を進めるという観点から、再生可能エネルギー発電設備等の導入の推進を主目的としている。
- ただし、平成 25 年度 GND 基金事業によって再生可能エネルギー発電設備等が導入された防災拠点等の施設内において、その電力を効率的に活用するという場合に限り、高効率省エネ機器の設置を認める。
- なお、都道府県等内で十分検討の上、判断に迷うものがあれば、隨時環境省にご相談いただきたい。

問 33 技術開発や実証試験は基金事業の対象か

- GND 基金事業は、広く普及している技術を用いて再生可能エネルギー等の導入を推進することを想定しているため、技術開発に類する事業、専ら技術や事業性の効果検証を目的とする実証試験は対象外である。

問 34 改修工事における付帯工事の範囲について

- 実施要領第4別表第4に掲げる付帯工事費については、本体工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限の範囲であれば、GND基金事業の対象として差し支えない。都道府県等内で十分検討の上、判断に迷うものがあれば、個別具体的に相談されたい。
- 過去の事例を例示として紹介する。
- ・蓄電池を屋外に設置する際の暴風雪用設備（フェンス、キュービクル等）については対象か。
 - 暴風雪用設備が無いことによって、基金の目的を達成できない等、導入にあたっての直接必要な最小限度の範囲であるものであれば、対象設備になり得る。
 - ただし、その規模は必要最小限のものであり、小屋等の施設に当たる物は対象外とする。
 - ・太陽光発電設備を設置する際の屋上全域の防水工事については対象か。
 - 太陽光発電設備を設置するために必要最小限の範囲以外は、対象外である。

問 35 既存設備の撤去に係る工事費は対象か

- GND基金事業で導入する設備は、既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去が必要な工事を想定していない。
- 一方で、再生可能エネルギー発電設備等の設置にあたって直接必要な整地等に係る必要経費は、実施要領第4別表第4に掲げる共通仮設費や付帯工事費に含まれる。

問 36 再生可能エネルギー等導入に係る施設の耐震工事は対象か

- 再生可能エネルギー発電設備等を設置した場合でも十分な耐震性を有する施設に対する設置をGND基金事業活用の前提とするため、新たな耐震工事についてはGND基金事業の対象外となる。

問 37 リース契約の取扱いについて（自治体自らが実施する場合）

- 公共施設再生可能エネルギー等導入事業において、その設備の導入にあたって、リース契約を活用する場合が想定される。
- その経費の支払はリース期間に応じたものとなるが、GND基金で対象となる範囲は平成27年度末までに支払う部分であり、平成28年度以降の経費は対象外となるので留意されたい。あらかじめ一定額をまとめて支払う場合（リース料の前払）においても、平成28年度以降の経費についてはGND基金の対象外となるので留意されたい。

問 38 新築又は増築する場合の取扱いについて

- 新設又は増築する施設に、再生可能エネルギー等を導入することは対象として差し支えない。ただし、あくまでも再生可能エネルギー等導入に係る部分のみが対象となるもの

であって、設計費等の本体工事と契約上等で区分できない場合であっても按分して区分する必要がある。

問 39 各年度報告時及び実績報告時における事業効果の把握について

- 再生可能エネルギー等導入推進基金事業状況報告書（各年度報告書・様式第4号）における各年度の事業効果の把握については、各年度計画書に記載された成果指標や成果目標について、当該成果目標が達成されていることを確認できるよう実施されたい。また、基金事業実施中は、環境省が開催する中間報告会において、基金事業の進捗状況等について報告することとなっており、その際にも事業効果が報告できるよう、隨時事業成果の把握に努められたい。
- 基金事業終了後の再生可能エネルギー等導入推進基金事業実績報告書（様式第8号）における事業効果の把握についても、全体計画書に記載された成果指標や成果目標について、当該成果目標が達成されていることを適切に確認できるよう実施されたい。

問 40 再生可能エネルギーを導入した場合、再生可能エネルギーの固定価格買取制度との関係について

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、太陽光や風力など再生可能エネルギーによって発電した電力を、電力会社に、一定期間、一定の価格で買い取るよう義務づけ、これにより再生可能エネルギーの導入拡大を進める制度である。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象となった場合、電力事業者を通じて国民にその価格が転嫁された形で、発電した電力は電気事業者によって一定の価格で買い取りがなされ、再生可能エネルギーを導入した者にはいわば国民の負担によって一定の政策的支援がなされることとなるため、国民の税金を原資とするGND基金から補助金をいわば二重に受給することはできない（利子補給による場合は可）。

問 41 余剰電力の電力会社の系統への逆潮流について

- GND基金事業で導入する再生可能エネルギー発電設備により発電された電力は、専ら自家消費によることとしているが、行政機関の休日等、一定程度の余剰電力が発生することが見込まれ、これら余剰電力については、電力会社の系統へ連携することにより、逆潮流することが可能となる。
- GND基金事業を活用した場合においては、再生可能エネルギー発電者によるイニシャルコストを勘案して高価格での買取義務を定められている固定価格買取制度を活用することはできない。一方で、固定価格買取制度ではなく、電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電することは可能とする。
- なお、地方公共団体が余剰電力を売電した場合については、当該売電収入は管理基金を設置して管理することとなる。

問 42 他の補助金との重複受給について

- 実施要領第4別表第2の基金事業に要する経費において、「総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に・・・を乗じて得た額」と規定しており、他の補助金の給付を受けた場合には、「寄付金その他の収入」に該当するため、当該金額を総事業費から控除して、補助金所要額を算出することとなる。
- ただし、他の補助金が、その制度上、他の国庫補助金との重複受給を禁止している場合については、当該他の補助金の規定により、重複受給することはできない。

問 43 基金事業における補助と利子補給の併用について

- 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業において、民間事業者に対して補助金を交付した場合、補助事業の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（いわゆる補助裏）は補助事業者自らが資金を調達する必要がある。
- 当該補助裏について、補助事業者が金融機関からの借り入れによって資金調達をする場合が想定されるが、このような場合、GND基金で実施される利子補給制度との併用はできない。

問 44 民間補助事業における消費税の取扱いについて

- 補助事業の事業主体が、補助事業を実施する過程において消費税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払を行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。
- GND基金事業において、民間補助事業を実施する場合、民間補助事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定については、都道府県等における他の補助金制度と同じく適切に処理されたい。
- 平成21年度GND基金事業において、消費税仕入控除税額にかかる適切な処理をしていいない事例が散見されたため、特に注意していただきたい。

問 45 民間補助事業における利益等排除について

- 民間への補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（補助金の交付を受ける者）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくない。そのため、民間補助事業において、下記に該当する事例については、利益等排除の方法に従い、適切な補助金交付となるように留意されたい。

（1）利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由

した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社である。

- ①補助事業者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③補助事業者の関係会社（②を除く）

（2）利益等排除の方法

- ①補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

- ②100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- ③補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料を取り寄せるなど、確認を行うこと。

問46 リース取引の取扱いについて（民間補助事業の場合）

○都道府県等が民間施設再生可能エネルギー等導入推進基金事業において、補助事業を実施する場合、補助事業者が設備を導入する際に、購入による導入ではなく、リース取引による導入をする場合がある。

○リース取引による導入を補助対象とするかどうかは、一義的には、都道府県等の財務規則や補助金交付規則等によることとなるが、補助対象とする場合には以下の点にご留意いただきたい。

- ①リース料から補助金相当分が減額されていることを証明する書類を添付させるなど、リース料が補助金交付額を踏まえた適正な価格であることを確認すること。
- ②リース契約は、導入設備を法定耐用年数の間、使用することを前提としたものであること（リース契約の期間は、法定耐用年数よりも短く設定される場合もあるが、財産

処分の制限期間は法定耐用年数であるため、法定耐用年数の間は財産処分制限の適用がかかる)。

問 47 環境省で実施している各種検討や事業について

- 総合環境政策局環境計画課や地球環境局地球温暖化対策課などでは、GND 基金事業のほかにも、再生可能エネルギー等を活用した様々な地域づくり事業や検討を実施している。これらの事業の中には、平成 25 年度 GND 基金事業においても活用できる成果も含まれることから積極的にご活用をいただきたい。
- （参考）環境省ホームページ 地方公共団体・事業者向け支援事業
(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

問 48 公共施設再生可能エネルギー等導入事業に係る基金事業の対象の可否に係る判定フローについて

- 公共施設再生可能エネルギー等導入事業に係る基金事業の対象の可否を判断するためのフローを別紙のとおり整理したので、基金事業を検討する際の参考とされたい。
- 判定フローによってもなお基金事業の対象かどうか疑義があるものについては、個別具体的に環境省にご相談いただきたい。

問 49 LED 灯への更新にあたっての留意点について

- 電気用品安全法では、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的に、政令で定める電気用品について省令で技術基準を定めている。規制対象となっている電気用品の製造事業者等は、電気用品を国が定める技術基準に適合させること及び販売時には技術基準への適合を示す「PSEマーク」を表示することが義務付けられているが、平成 24 年 7 月 1 日より、「エル・イー・ディー・ランプ」及び「エル・イー・ディー・電灯器具」の一部が規制対象として追加されているので注意いただきたい。
- 屋内高所照明、道路灯・街路灯や高効率照明の LED 灯への更新にあたっては、電気用品安全法の基準にご留意いただき、光源（いわゆるランプ部分）のみ交換は基金事業の対象外であるため灯具一式の更新を行っていただきたい。
- 高効率照明として想定しているのは LED 灯であるが、既存の水銀灯よりも高効率な他の照明器具（冷陰極灯、無電極灯、等）への更新も、基金の対象となりえる。

問 50 自家発電機を備え付けた施設への再生可能エネルギー発電設備等の追加整備について

- 自家発電機を備え付けた施設であっても、再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を併せて導入するということであれば、必ずしも導入不可というわけではない。
- 施設規模等から重要度が高い場合や、既設の発電機器の更新時期が間近である等、合理

的な理由があれば対象施設として認められる。

- ただし、同程度の重要度の施設があれば、発電機器が無い施設を優先していただきたい。

問 51 発電量を計るための計測器やデータ管理のためのパソコン等は基金事業の対象か

- 発電量等の事業効果を把握するための計測器については対象となるが、パソコン等は対象外となる。

問 52 電気自動車の急速充電器について

- GND 基金事業の対象外となる設備として整理している。

問 53 管理基金について

- 実施要領において売電収入を管理するために管理基金の設置を求めているが、その対象は自治体（都道府県等及び都道府県からの補助金を元に事業を実施する市町村等）であり、民間事業者はその対象としていない。

問 54 管理基金事業について

- 実施要領第 3 2 に定める管理基金事業については、優先して実施すべき事業を示しているが、その趣旨は、GND 基金事業により導入した設備からの売電収入であるため、優先的に基金事業で導入した再生可能エネルギー発電設備等に関する維持管理、更新に充てていただくことを目的とするものである。

問 55 基金造成にあたり、環境大臣が定めた日までに交付申請書の送付が間に合わない場合について

- 実施要領第 5 1. に規定しているが、実施要領に定める日付までに交付申請書を提出していただくことが必要になる。しかし、議会の議決が必要となる場合で、期限により難い場合その他やむを得ない事業がある場合には、別途環境大臣が認める日までとすることができる。

○該当する事例が生じた場合には、環境省までご相談いただきたい。環境省で確認の上、改めて指示させていただきたい。

問 56 管理基金を造成する必要がある自治体について

- 管理基金を造成する必要がある自治体は、以下のとおり。

- ・ GND 基金事業の交付対象である都道府県等のうち、GND 基金事業により導入した設備により売電収入が発生する自治体。
- ・ 都道府県等から GND 基金による補助金の交付を受けて導入した設備により売電収入が発生する市町村、および一部事務組合、広域連合。

問 57 GND 基金に自治体の単独費を上積みした場合の設備導入について

- 自治体の単独費を上積みして再生可能エネルギー発電設備を導入した場合は、GND 基金事業による導入設備のみの事業効果を明確に区分しなければならない。
- なお、GND 基金事業は災害時の防災拠点等に必要最低限の電力を供給することを目的とした事業であることから、自治体の単独費を上積みして再生可能エネルギー発電設備を過大に増設することは認められない。

問 58 地中熱ヒートポンプ導入時の補助対象範囲について

- 地中熱ヒートポンプについては、配管については GND 基金事業の対象となるが、配管から続く空調設備等については対象外となる。

問 59 設計と工事の別年度実施について

- GND 基金事業では設計と工事を別年度に実施しても構わない。